

新型コロナウイルス関連情報（7月28日）

【NY州、NJ州及びCT州による新型コロナウイルスの感染が拡大する地域からの移動に関する勧告（対象州の拡大）】

1. 対象州（7月28日時点で34州と2地域）

- 本日の新規対象州（3州と2地域）：イリノイ、ケンタッキー、ミネソタ各州、ワシントンDC、プエルトリコ準州

- これまでの対象州（31州）：アラバマ、アラスカ、アーカンソー、アリゾナ、カリフォルニア、デラウェア、フロリダ、ジョージア、アイオワ、アイダホ、インディアナ、カンザス、ルイジアナ、メリーランド、ミシシッピ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネバダ、ニューメキシコ、ノースカロライナ、ノースダコタ、オハイオ、オクラホマ、サウスカロライナ、テネシー、テキサス、ユタ、ヴァージニア、ワシントン、ウィスコンシン各州

※対象州は随時更新されるため、最新情報については以下7の3州の関連サイトで確認をお願いします。

2. 隔離を実施する期間：対象州を離れた日から14日間

3. 隔離の対象者：対象州からNY州・NJ州・CT州に移動する全ての者

※NY州・NJ州・CT州に居住していて一時的に対象州に移動していた場合も含まれます。

※NY州・NJ州・CT州に移動するために対象州を一時的に通過する場合（但し、24時間以内）は、本勧告の対象とはなりません。例：飛行機・バス・鉄道の乗り継ぎ、車・バス・鉄道の休憩施設での停車

4. 対象州となる基準：直近7日間の平均で、陽性者数が10万人当たり10人以上又は陽性率が10%以上の州

5. 罰金：違反者は罰金が科されることがあります。特にNY州は、対象州からNY州へ移動する者に連絡先等の情報を提供することを求めており、提供しない場合には2000ドルの罰金が科されることがありますのでご注意ください。

（※）提供する情報は以下のフォームでご確認になれます。なお、航空機で移動される場合は機内において様式が配布されることとなっています。

<https://forms.ny.gov/s3/Welcome-to-New-York-State-Traveler-Health-Form>

6. その他留意事項：3州への移動そのものを禁じるものではありません。

7. 各州及び当館のサイト

- ニューヨーク州 : <https://coronavirus.health.ny.gov/covid-19-travel-advisory>
- ニュージャージー州 : <https://covid19.nj.gov/faqs/nj-information/general-public/are-there-travel-restrictions-to-or-from-new-jersey-should-i-self-quarantine-if-i-have-recently-traveled>
- コネチカット州 : <https://portal.ct.gov/Coronavirus/Covid-19-Knowledge-Base/Travel-In-or-Out-of-CT>
- 当館 HP : <https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/states.html>

【州政府等による措置等のポイント】

(注) 各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

(NY州) クオモ州知事のメッセージ (7月28日)

- 昨7月27日時点の陽性率は0.93%、新規感染者数は534人、死者数は9人となり、特に入院者総数は648人と引き続き低水準で推移している。
- NY州はこれまで感染の拡大をうまく抑止できているし十分な検査体制を有している。もしも希望するMLBの球団があればNYで試合を開催できるように手助けすることが可能である。
- 州酒類管理局と州警察は措置を遵守しないレストランやバーの取締りを強化している。昨週末は1300件のケースを調査して132件の違反を摘発し、昨夜も追加で644件のケースを調査して26件の違反を確認した。その結果、これまで45件のレストランやバーの酒類販売の資格を停止した。

※酒類販売の資格を停止されたレストラン・バーの一覧は以下のサイトのリンク(Here)からダウンロードしてご確認になれます。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-suspension-12-new-york-city-bars-liquor-licenses-egregious-violations>

(NY市) Revel サービスの停止 (7月28日)

- 本7月28日、デブラシオ市長は、電動スクーターのシェアサービスである「Revel」の利用者が2週間のうちに2件の死亡事故に巻き込まれたことを受け、同社と協議を行いサービスを停止することを発表しました。

(NJ州) マーフィー知事のメッセージ (7月28日)

- 本28日、CARES Act (新型コロナウイルス経済救済法) の下で、1,500万ドルの中小企業向け追加的支援を行うことを決定した。この支援は、州経済開発局が現在実施している1億ドルの支援に加えた追加支援となる。

(PA州) ウォルフ知事のメッセージ (7月28日)

- 新型コロナウイルス対策として、Preschool Early Intervention Program (発達の遅れや障害の

ある3～5歳の子供のいる家庭を対象とした支援プログラム)において、個人用防護具(PPE)、消毒用品、その他感染防止関連の消耗品の購入のための資金を補助するために約300万ドルを支出することとした。なお、現在、約13,700人の子供たちが同プログラムに在籍している。

(フィラデルフィア市) ケニー市長のメッセージ (7月28日)

- フィラデルフィア市や周辺郡において、新規感染者数が増加傾向にあり、これは感染拡大の第二波であると考えている。

- レストランやバーが感染を拡大させてしまう場合があることから、飲食店内での飲食の制限を少なくとも9月1日(火)まで継続する。また、感染拡大を防ぐため、ニュージャージー州の海岸部や感染率の高い州を移動することを控えるようお願いしたい。

※感染率の高い州への移動に関する勧告については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.phila.gov/programs/coronavirus-disease-2019-covid-19/updates/#travel-recommendations>

- 屋内における25人超の集まり、屋外における50人超の集まりは禁止されている。ただし、規模によらず、集まりに参加しないことが最も安全である。

- 新型コロナウイルスに関する接触者追跡(contact tracing)に協力を求められた場合、協力してほしい。なお、これまでの接触者追跡の結果、27%がPA州外に旅行したことがあり、最も多い行き先はニュージャージー州のビーチであった。ただし、ビーチで感染したとは限らない。また、48%において感染経路が分かっており、その36%が同居の家族、18%がその他の家族、14%が家族や友人との集まり、12%が職場からの感染であった。

(DE州) カーニー知事のメッセージ (7月28日)

-デラウェア州は、現在、経済再開の第三段階開始と学校再開のあり方について議論する重要な局面にある。近日中に結論を出す予定。

-デラウェア州は、NY・NJ・CT州に加え、本日、ワシントンDCの移動勧告の対象州にも加わった。NJ州のマーフィー州知事などと本件について協議している。7日平均の陽性率は4.1%でWHOの推奨する5%以下に留まっている。7日平均の新規感染者増は94.6人。新規感染者は、ビーチエリアの30代～50代の中年層の増加が顕著である。

-学校再開のあり方について、以下の3つのシナリオを想定している。どのシナリオに進むかは、最終的に感染データによって決定する。

(1) 全面的な対面授業のシナリオ(グリーン) : 入院者数10万人当たり10人以下、新規感染者増10万人当たり10人以下、陽性率が3%未満

(2) 対面授業とオンライン授業を組み合わせるシナリオ(イエロー) : 入院者数が10万人当たり10人以下、新規感染者10万人当たり10～100人、陽性率3%～10%

(3) 全面的なオンライン授業(レッド) : 入院者数10万当たり25人以上、新規感染者増

100人以上，陽性率10%以上

- 4月以降の感染データを見てみると，4月中はレッドの数値ばかりだったが，5月中旬からイエローの数値が増え，6月以降グリーンとイエローの数値の間を行き来している。学校再開に関し，レッド，イエロー，グリーンのどのシナリオに進むかは，感染データによって決定するので，マスク着用や距離確保などの衛生措置の徹底に努めてほしい。

(米領バージン諸島) ブライアン知事のメッセージ (7月27日)

- 島外から到着する旅行者を対象として，到着前に健康状態や新型コロナウイルスの検査結果などを提出するためのウェブサイト (<https://www.usviupdate.com/travelportal>) を設置した。今後数日で利用可能となる見込み。

【感染者数等に関する情報】

7月28日現在，当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

・ ニューヨーク州：感染者数 412,878名 死者数 25,126名

ニューヨーク市：感染者数 224,239名 死者数 15,770名

<https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSDOHCOVID-19Tracker-Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n>

・ ニュージャージー州：感染者数 179,812名 死者数 13,884名

https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019_dashboard.shtml

・ ペンシルベニア州：感染者数 109,384名 死者数 7,146名

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Cases.aspx>

・ デラウェア州：感染者数 14,476名 死者数 580名

<https://coronavirus.delaware.gov/>

・ ウェストバージニア州：感染者数 6,119名 死者数 108名

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

・ コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 17,494名 死者数 1,403名

<https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker>

・ プエルトリコ：感染者数 15,840名 死者数 209名

<http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx>

・ バージン諸島：感染者数 375名 死者数 7名

https://www.covid19usvi.com/?utm_source=doh&utm_medium=web&utm_campaign=covid19usvi

【ビジネス関連情報】

・ 各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【領事窓口業務の一時的変更及び予約制の導入のお知らせ】

・当館は以下のとおり領事窓口時間を変更するとともに、予約制を導入しています。ご来館予定の方におかれては、事前の予約をお願い申し上げます。また、当館にご来館される際にはマスクの着用をお願いします。

1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

09:30～13:00

（ビザ（査証）申請受付：12:00～13:00）

3 予約方法・電話番号

以下の予約専用電話番号にお電話の上、予約をお願いします。なお、電子メール等による予約は受け付けておりません。

予約専用電話番号：（212）371-8222 内線486

（注：代表電話につながり次第、（日本語案内の1を押さずに）内線486を押してください。）

予約受付時間：月曜日～金曜日の09:30～16:00（除、休館日）

注：4週間分の予約を受け付けております。

現在、予約受付については午前中にお電話が集中し、午後は比較的少ない傾向にあります。また、予約電話で対応中は、お電話をいただいても呼び出し音が鳴り続ける状態となるため、このような場合には時間を改めておかけ直しいただきますようお願いいたします。

詳細は以下リンク先をご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/l/01.html>

・当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いいたします。（電話：212-371-8222）

【医療関係情報】

・CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#), 18th Floor, New York, NY 10171

[TEL:\(212\)-371-8222](tel:(212)371-8222)

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
